水 質 検 査 結 果 書

2026年10月8日

和束町環境衛生課　様

国土交通大臣及び厚生労働大臣登録水質検査機関第30号
一般社団法人
京都微生物研究所
〒607-8326 京都市山科区川田御出町14-1
TEL (075) 593 -3320
検査責任者：常定　妙江

2026年9月16日　当研究所に依頼された試料について行った検査結果は下記のとおりです。

採水日時	2026年9月16日　10時40分	種別	簡易水道　(原水)
採水地点	和束中央水源　原水		
天候	曇	採水時の温度	気温　21.9 ℃　水温　20.4 ℃
採水者	津知　雅也	受付方法	採取

No	検査項目	単位	検査結果	水道水質基準	No	検査項目	単位	検査結果	水道水質基準
1	一般細菌	個/mL	＊ 101以上	100個/mL以下	39	塩化物ｲｵﾝ	mg/L	2.7	200mg/L以下
2	大腸菌		＊ 検出	検出されないこと	40	ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等（硬度）	mg/L	11.3	300mg/L以下
3	ｶﾄﾞﾐｳﾑ及びその化合物	mg/L	0.0003未満	0.003mg/L以下	41	蒸発残留物	mg/L	56	500mg/L以下
4	水銀及びその化合物	mg/L	0.00005未満	0.0005mg/L以下	42	陰ｲｵﾝ界面活性剤	mg/L	0.02未満	0.2mg/L以下
5	ｾﾚﾝ及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下	43	ｼﾞｪｵｽﾐﾝ	mg/L	0.000001未満	0.00001mg/L以下
6	鉛及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下	44	2-ﾒﾁﾙｲｿﾎﾞﾙﾈｵｰﾙ	mg/L	0.000001未満	0.00001mg/L以下
7	ﾋ素及びその化合物	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下	45	非ｲｵﾝ界面活性剤	mg/L	0.005未満	0.02mg/L以下
8	六価ｸﾛﾑ化合物	mg/L	0.002未満	0.02mg/L以下	46	ﾌｪﾉｰﾙ類	mg/L	0.0005未満	0.005mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	mg/L	0.004未満	0.04mg/L以下	47	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	mg/L	1.6	3mg/L以下
10	ｼｱﾝ化物ｲｵﾝ及び塩化ｼｱﾝ	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下	48	pH値		7.39	5.8以上8.6以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	0.21	10mg/L以下	49	味		異常なし	異常でない事
12	ﾌｯ素及びその化合物	mg/L	0.08未満	0.8mg/L以下	50	臭気		異常なし	異常でない事
13	ﾎｳ素及びその化合物	mg/L	0.02未満	1.0mg/L以下	51	色度	度	＊ 15	5度以下
14	四塩化炭素	mg/L	0.0002未満	0.002mg/L以下	52	濁度	度	＊ 3.1	2度以下
15	1.4-ｼﾞｵｷｻﾝ	mg/L	0.005未満	0.05mg/L以下		遊離残留塩素	mg/L	0.01未満	管理基準0.1mg/L以上
16	ｼｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1.2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.004未満	0.04mg/L以下		ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）	mg/L	0.000010	
17	ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	mg/L	0.002未満	0.02mg/L以下		ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）	mg/L	0.000005未満	
18	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下		以下余白			
19	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下					
20	ﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝｽﾙﾎﾝ酸（PFOS）及びﾍﾟﾙﾌﾙｵﾛｵｸﾀﾝ酸（PFOA）	mg/L	0.000010	0.00005mg/L以下					
21	ﾍﾞﾝｾﾞﾝ	mg/L	0.001未満	0.01mg/L以下					
33	亜鉛及びその化合物	mg/L	0.005未満	1.0mg/L以下					
34	ｱﾙﾐﾆｳﾑ及びその化合物	mg/L	0.09	0.2mg/L以下					
35	鉄及びその化合物	mg/L	＊ 0.42	0.3mg/L以下					
36	銅及びその化合物	mg/L	0.01未満	1.0mg/L以下					
37	ﾅﾄﾘｳﾑ及びその化合物	mg/L	4.2	200mg/L以下					
38	ﾏﾝｶﾞﾝ及びその化合物	mg/L	0.030	0.05mg/L以下					

判定	---	検査期日	2026年9月16日　～　2026年10月8日
検査方法	平成15年厚生労働省告示第261号		
備考	細菌、外観等異常の場合は味の検査を省略することがあります。 判定はNoがあるものについてのみ水道水質基準の判定をしています。 検査結果欄に未満と表示されている数値は定量下限値を示します。		

(様式54)